

神奈川区における生活保護申請対応について

令和3年2月22日（月）に生活保護の申請のため神奈川区生活支援課に来所された方（以下 当事者という）の申請の受付を行いませんでした。このことについて先ほど当事者を支援する団体より抗議・要望書をお受けいたしました。

来所者の意思を尊重した対応が行えなかったことについて深く反省しお詫び申し上げます。

1 経過

令和3年2月22日 午前中 当事者が神奈川区生活支援課に来所。

事前に作成した保護申請書を持参し「アパートで生活をしたいため、生活保護の申請をしたい」との話がありました。

区からは、当事者の生活状況を聞き取りながら生活保護制度について説明しました。

当事者より「再度関係者と相談する」と申し出があり、相談を終了しました。

2 問題点

相談時に保護申請書を持参し「生活保護の申請をしたい」と意思表示がありましたが、相談終了時に再度関係者と相談するとのお話しがあったため、申請の受付をしませんでした。

また、生活保護についての誤った説明や施設入所が生活保護の条件であるかのような誤った説明をしていました。

今後の生活について当事者の状況に寄り添った丁寧な対応ができず、方向性が見つからないまま相談を終了したことは重要な問題と認識しております。

3 今後の対応

課内職員に対し、面接時の適切な取扱いについて改めて周知、当事者の意思を尊重した対応を徹底し改善に向けて取り組みます。また、生活保護制度についての正しい理解に基づいた説明ができるよう研修等を実施してまいります。

区のみで対応できないものについては、健康福祉局とも調整し対応してまいります。

お問合せ先

神奈川区生活支援課 生活支援課長 瀧川 真理子 Tel 045-411-7100